

総務環境委員会（10月23日）田口一登議員

## 男女平等参画推進センターに

# “ひさしを貸して母屋を取られる”女性会館

10月23日に総務環境委員会が行われました。昨年度の「事業仕分け」で、「廃止を含む見直し」と判定された男女平等参画推進センターと「廃止」と判定された女性会館について、「2014年度に男女平等参画推進センターを女性会館に移設」し、将来的には「さらなる事業統合等に向けての検討を進める」という対応方針が、市総務局から示されました。

## 女性会館に移設、改装しても貸室25→20

どのように移設するのかについて質問したところ、「男女平等参画推進センターにあるDVなどの相談室は、女性会館の図書資料室のスペースに移設し図書資料室はなくす」「同センターにあるセミナーール7室分は女性会館で研修室を増設するが、4室は必要と思うが旧プール更衣室の改修では2室しかとれない」「両館で開かれている講座の開催数も、1館になって減る」と、総務局は答えました。

## 当面は2つの看板を残すが・・・

運営は「当面は2つの看板を残す」が「所管局を一つにするかは、将来の検討」と説明。男女共同参画社会基本法ができて、女性の社会教育は男女共同参画に移行したというのが市の認識です。将来は、女性の社会教育施設としての女性会館の役割を終焉させるという考えが垣間見えます。

田口一人議員は「今回の移設方針は、女性会館が男女平等参画推進センターに施設の一部を貸すように見えるが、実際は、女性会館が“ひさしを貸して母屋を取られる”ということになりかねない」と厳しく批判しました。

26日の教育子ども委員会でも議論され、男女平等に関係のない団体の利用が制限されることに対し、「市民サービスを後退させるのか」と厳しい批判の声もありました。

男女平等参画推進センターと女性会館の概要

区分	男女平等参画推進センター	女性会館
設置目的	男女平等参画推進のための総合的な拠点施設	女性教育の振興を目的とする社会教育施設
事業内容	①講座・セミナー ②市民活動支援 ③情報提供・交流業 ④相談 ⑤調査・研究 ⑥部屋の貸出	①学習機会提供 ②グループ活動支援 ③情報提供・交流 ④図書資料収集・提供 ⑤研修室等貸出
運営形態	指定管理者（④⑤を除く）	直営
開館	平成15年6月	昭和53年7月
敷地面積	1,653.30㎡	3,380.34㎡
延床面積	3,090.58㎡	5,730.50㎡
貸室数	7室	18室（ホールを含む）
その他	相談室・託児室	図書資料室・託児室
年間利用者数	119,042人 （女性57%、男性43%）	250,674人 （女性76%、男性24%）
うち貸室利用者数	41,627人 （女性57%、男性43%）	228,494人 （女性77%、男性23%）
貸室利用率	59.80%	76.40%
事業費	64,510千円 （指定管理料35,863千円）	68,653千円

（注）利用者数、利用率及び事業費については平成23年度実績

